

2010年11月22日

当社が日本土地建物株式会社と共有しております汐留芝離宮ビルディングは、2010年1月14日に「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の規定により、「特定地球温暖化対策事業所」に指定されました。

これにより、2010年度より「地球温暖化対策計画書」提出と「温室効果ガス排出総量削減義務」が発生することになったため、2010年11月に「地球温暖化対策計画書」を東京都に提出いたしました。

[2010年度 地球温暖化対策計画書.pdf](#)

#### ※制度の概要

東京都は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、温室効果ガスの排出量の多い事業所を対象として、「地球温暖化対策計画書」の作成、提出、公表、及び温室効果ガスの排出総量の削減義務を規定し、対象事業所の活動による二酸化炭素等の排出抑制を中心とし、地球温暖化対策の計画的な取り組みを要請しております。

制度の詳細はこちら

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/ondanka/index.html>